

議案第113号

山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、山都町のし尿等の処理に関する事務を御船地区衛生施設組合へ委託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

令和7年12月4日提出

山都町長 坂本 靖也

（提案理由）

山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

別紙

上益城郡山都町と御船地区衛生施設組合との間におけるし尿等の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 上益城郡山都町（以下「山都町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、山都町の区域内から排出されるし尿等の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を御船地区衛生施設組合に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令に定めるもののほか、御船地区衛生施設組合の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 山都町長は、必要があるときは、御船地区衛生施設組合管理者に対して委託事務に係る情報の提供を求めることができる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、山都町の負担とする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、山都町長及び御船地区衛生施設組合管理者が協議して定める。

第4条 御船地区衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、御船地区衛生施設組合の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、御船地区衛生施設組合の収入とする。

(決算の措置)

第6条 御船地区衛生施設組合管理者は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を山都町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 山都町長及び御船地区衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回の定期の連絡会議を開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃)

第8条 御船地区衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される御船地区衛生施設組合の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ山都町長に通知しなければならない。

2 御船地区衛生施設組合管理者は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を山都町長に通知しなければならない。

3 山都町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(協議)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、山都町長及び御船地区衛生施設組合管理者が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

2 山都町長は、この規約の告示の際、委託事務については御船地区衛生施設組合の条例等が適用される旨及び当該条例等を併せて公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、御船地区衛生施設組合管理者がこれを決算する。

4 御船地区衛生施設組合がこの規約の施行の日前においてこの規約の実施のためにした準備行為に係る経費の負担については、山都町長及び御船地区衛生施設組合管理者が協議して定める。